

商品概要説明書

J Aフリーローン（協会保証）

（平成 30 年 2 月 1 日現在）

商品名	J Aフリーローン（協会保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J Aの組合員の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ただし、20 歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。○生活の本拠地が定まっている方（自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none">○生活に必要とする一切のご資金とし、資金用途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。① J Aで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金②負債整理資金③所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金④営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内とします。
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J Aが指定する保証機関（鳥取県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。

	○満 20 歳未満の方の場合は、J Aが定める条件を満たす法定代理人に連帯保証人となっていただきます。														
保証料	○保証料率は、正組合員年 0.70%、准組合員年 0.90%です。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例:保証料率年 0.90%の場合)】 <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>4,845</td> <td>9,375</td> <td>13,934</td> <td>18,512</td> <td>23,106</td> <td>32,358</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年	7年	保証料 (円)	4,845	9,375	13,934	18,512	23,106	32,358
お借入期間	1年	2年	3年	4年	5年	7年									
保証料 (円)	4,845	9,375	13,934	18,512	23,106	32,358									
金利情報	固定金利 年 3.5%														
問い合わせ先	鳥取中央農業協同組合 金融共済部融資課 電話番号 (0858) 23-3052 受付時間 平日 午前 8:30 ~ 午後 5:05														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支所または企画管理部(電話:0858-23-3014)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、鳥取県農業協同組合中央会が設置・運営する鳥取県 J Aバンク相談所(電話:0857-21-2600)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合企画管理部または鳥取県 J Aバンク相談所にお申し出ください。岡山弁護士会岡山仲裁センター(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記鳥取県 J Aバンク相談所にお申し出ください。)														
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。														

J A鳥取中央